○経済産業省 環境省令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十二条第二項第二号ハの規定に基づき、特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年厚生省 通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中

一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の二〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の二〇
一〇〇分の五
一〇〇分の五
一〇〇分の五
一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の〇
一〇〇分の二五
一〇〇分の三五

を

一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の二五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の四五
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の一五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の一〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の五
一〇〇分の〇
一〇〇分の一〇
一〇〇分の一五
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の〇
一〇〇分の二五
一〇〇分の五
一〇〇分の一五
一〇〇分の三〇

に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ四第一項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十一条の三第一項の規定に基づき、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第一条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。